

「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」等の一部改正（案）について

令和6年5月
環境森林部廃棄物・リサイクル課

1 改正の背景及び目的

「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」（以下「規程」という。）は、廃棄物処理施設等の設置等に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の事前審査等の必要な事項を定め、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進及び廃棄物又は汚染土壌の適正処理の推進を図り、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図ることを目的としている。

この規程において定める立地基準のうち、最終処分場が特定地域に過度に集中することの回避を目的として規定する、民間事業者の最終処分場立地計画に対する距離規制について、災害廃棄物の受入施設等、市町村が必要と判断した場合にあっては、その適用の例外を認めることとするための改正を行うものである。

2 改正案の主な概要

（1）「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」関係

- 規程第7条第1項第1号に、「知事が別に定める市町村の区域内における計画であって、別に定める要件に適合する場合は、この限りでない」旨のただし書を追加する。
- 規程第18条第1項に、技術指導等として、「第7条第1項第1号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合は、その内容を記載した書類の提出の指示」を追加する。
- 規程第23条第5項に、事前協議の打ち切りを通知する要件として、「第2項に規定する期限までに第7条第1項第1号ただし書の要件への適合が確認できない場合」を追加する。

（2）「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」関係

- 最終処分場における距離制限の例外が適用される市町村を、「規程第7条第1項第1号ただし書の知事が別に定める市町村は、同号本文の規定を適用しないことを文書で要請した市町村」とする。
- 最終処分場における距離制限の例外が適用される要件を、以下の3項目を全て満たす場合とする。
 - （1）最終処分場の設置等の計画地が所在する市町村（以下「立地市町村」という。）の長が、災害廃棄物の受入施設等として、必要と認めるものであること。
 - （2）立地市町村の長又は周辺地域住民等と、生活環境保全協定を締結すること。
 - （3）生活環境に関する全ての項目について、関係法令で定める基準等より厳しい自主基準を適用するとともに、その監視体制を強化する計画であること。

(3)「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る知事に提出する事前協議書等に添付する書類及び図面」関係

- 第1(5)の廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面に、「最終処分場であって規程第七条第一項第一号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合にあってはその説明のための書類を含む」旨を追加する。
- 第1(7)の周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面に、「最終処分場であって規程第七条第一項第一号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合にあってはその説明のための書類を含む」旨を追加する。
- 事前協議書に添付する書類及び図面に、「最終処分場の設置等の計画地が所在する市町村の長が、災害廃棄物の受入施設等として、当該最終処分場を必要と認めることを証する書類(規程第7条第1項第1号ただし書の要件への適合を確認する必要がある場合に限る。)」を追加する。

3 施行日

令和6年10月1日(予定)